

国民年金創設前の期間（昭和 36 年 3 月 31 日以前）、基礎年金制度の導入（昭和 61 年 4 月 1 日）の前後で主なものに次の例のような例があります。

※ は、20 歳以上 60 歳未満の期間に限ります

- A 昭和 61 年 4 月 1 日以降の期間
- B 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間
- C 昭和 36 年 3 月 31 日以前の期間

A 昭和 61 年 4 月 1 日以降の期間について	
1	日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間※
2	平成 3 年 3 月までの学生であって国民年金に任意加入しなかった期間※
3	第 2 号被保険者の期間のうち、20 歳未満の期間または 60 歳以上の期間

B 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間	
4	厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間※
5	被用者年金制度等から支給される老齢(退職年金)の受給者とその配偶者 被用者年金制度等から支給される老齢(退職年金)の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給者で国民年金に任意加入しなかった期間※
6	平成 3 年 3 月までの学生（夜間、通信制を除く）であって国民年金に任意加入しなかった期間※
7	昭和 36 年 4 月以降の国会議員だった期間※
8	昭和 37 年 12 月以降の地方議員であった期間※
9	日本国籍を取得した方、または、永住の許可がされた方の取得、承認前の期間であって昭和 56 年 12 月までの在日期間※
10	日本人であって海外に居住していた期間※
11	厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和 61 年 4 月から 65 歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間、免除期間がある人に限る。※
12	国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間※
13	厚生年金保険・船員保険及び共済組合の組合員期間のうち、20 歳未満の期間又は 60 歳以上の期間

C 昭和 36 年 3 月 31 日以前の期間	
14	厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和 36 年 4 月以後に公的年金加入期間がある場合に限る）
15	共済組合の組合員期間（昭和 36 年 4 月以後に引き続いている場合に限る）

＜例1＞ A1 B10 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間）



法附(60)8⑤-9

海外在住の20歳以上60歳未満の日本人は、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までは、日本国籍を有している場合でも、国民年金の適用除外とされており、任意加入できませんでした。

昭和61年4月1日に基礎年金制度が導入されて以降、任意加入できるようになりました。どちらの期間も、合算対象期間とされています。

## 海外居住者の国民年金加入手続き

〈加入できる人〉

次の要件に該当し加入を希望する人は、国民年金に任意加入できます。

- ・ 20歳以上65歳未満の海外居住者で、日本国籍のある人または日本で60月以上の公的年金の加入（納付）期間のあるドイツに住むドイツ人
- ・ 65歳以上70歳未満の海外居住者で、年金の受給資格期間の足りない日本国籍のある人または日本の公的年金の加入（納付）期間が60月以上あるドイツに住むドイツ人（ただし受給権のできるまで）

〈加入手続き〉

国民年金の加入手続きは、市区町村が窓口となっていますが、外国に住んでいる人は、以下の方法で加入することができます。

- ① 国内に親族（親・子・兄弟など）が住んでいる場合  
親族の方の協力が得られたときは、その方に「協力者」になってもらい市区町村役場の加入手続きや、保険料の納付などを行います。
- ② 国内に親族が住んでいない場合や高齢であることなどにより親族に依頼することが困難な場合  
最終住所地を管轄している社会保険事務所で加入手続きを行います。